AB1997000IJI

教育改革プログラム

平成９年１月２４日
文　部　省

教育改革 ― 六大改革シリーズ ―

国民一人一人が将来に夢や目標を抱き、創造性とチャレンジ精神を存分に発揮できる社会をつくるためには、あらゆる社会システムの基盤である教育について、行政改革、経済構造改革、金融システム改革、社会保障構造改革、財政構造改革の５つの改革と一体となって、改革を実行する必要がある。

教育改革を実行するに当たっては、我が国の唯一の資源である人材を育成するという視点と同時に、一人一人の子供の個性を尊重しつつ、正義感、思いやり、創造性、国際性をはぐくみ、生涯にわたりその能力を最大限発揮できるようにするという視点が重要である。

このため、①教育制度における多様で柔軟な対応を進めること、②学校の枠に閉じこもらず、外の世界に大きく眼を向け、より広い視野から改革に取り組むことが特に大切であると考える。

こうした視点に立って、中高一貫教育制度の導入などの教育制度の革新、豊かな人間性の育成、完全学校週５日制の実施を目指した取組、社会の変化への機敏な対応、学校外の社会との積極的な連携、留学生交流等国際化の推進、教育改革の輪を広げるための経済界等との協議の場などの設定などについて、具体的かつ積極的な取組を行うこととし、本教育改革プログラムを取りまとめたものである。

言うまでもなく、教育改革は国民から多くの思いが寄せられている問題であり、また、その実行には着実な足どりが求められる課題である。今後とも各方面からの意見に謙虚に耳を傾けるとともに、教育改革の推進に当たっては、経済構造改革との連携や行政改革及び財政構造改革の視点に留意し、また、全体を通じて規制の緩和を進めながら多様な活動を可能とするよう留意しつつ、各改革と一体となった真摯な取組を続けていくこととする。

１．教育制度の革新と豊かな人間性の育成

一人一人の子供の個性を生かし、豊かな人間性や創造性をはぐくむ教育を進めていくため、義務教育、後期中等教育、高等教育の接続等を見直しながら、中高一貫教育制度の導入など教育制度の改革、大学入学年齢の特例など教育制度の弾力化、教育内容の再構築、教員の資質向上、地方教育行政システムの改善、高等教育機関の活性化

AB1997 0001 ブン

などの教育制度の革新に積極的に取り組むとともに、豊かな人間性の育成を図るための教育内容の充実等に取り組む。

(1) 教育制度の改革

○　中高一貫教育制度の導入

子供の個性・能力をゆとりある教育の中ではぐくむことなどを目指し、また、学校制度の複線化構造を進める観点から、中高一貫教育を導入することができるよう、中央教育審議会で幅広い観点から検討し、平成9年6月を目途に結論を得る。

(2) 教育制度の弾力化

○　大学入学年齢の特例

科学の特定の分野などで、特に優れた才能や独創性を有する者を対象として、大学入学年齢制限を緩和することについて、中央教育審議会で平成9年6月を目途に結論を得る。

○　中学校卒業程度認定試験の受験資格の弾力化

登校拒否児への対応等の観点から、高等学校の入学資格を付与する中学校卒業程度認定試験について、平成9年度の試験より、受験資格の弾力化を実施する。

○　通学区域の弾力化

公立小・中学校の通学区域の弾力化に向けて、各市町村において、地域の実情に即し、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫が平成9年から積極的に行われるよう、通学区域の弾力化に関する事例等を取りまとめて情報提供することなどにより取組を促進する。

○　盲・聾・養護学校における訪問教育の充実

障害の重い子供に、広く教育の機会を確保するため、平成9年度より、盲・聾・養護学校の高等部における訪問教育の試行的実施を行う。

(3) 学校の教育内容の再構築

○　学校のカリキュラム改革等

２００３年度を目途に完全学校週５日制の実施を目指す。このため、教育内容を厳選するとともに、各学校がゆとりある教育活動を展開し、一人一人の子供たちに「生きる力」を育成するよう、教育課程審議会における検討を促進する。教育課程審議会において平成9年秋を目途に中間まとめを公表し広く国民の意見を聴き、その後1年を目途に結論を得る。

その際、正義感や思いやりなど豊かな人間性や創造性の育成、我が国の文化と伝統の尊重や国際化、情報化、環境問題など社会の変化への適切な対応を重視するとともに、より良い教科書づくりに取り組む。

AB19990001丁3

○ 科学的素養の育成

初等中等教育段階での科学的素養の育成や技術に関する理解を深めさせるため、理科教育等において、観察・実験、探究活動などの問題解決的な学習や、発見・創作の喜びを重視した体験的な学習を一層推進する。

○ 情報教育の充実

学校における教育用コンピュータやソフトウェアの着実な整備を進め、情報教育の一層の充実を図る。さらに、近い将来、全ての学校がインターネットに接続することを目指し、教育情報のネットワーク化を推進する。その際、情報化が教育に及ぼす影響についても十分配慮するものとする。

また、既存機関を活用して、教育、文化等に関する総合的な情報提供のナショナル・センター機能の整備を推進する。

○ 職業教育の改善

社会の変化や産業の動向等に対応し、かつ、生徒一人一人の個性を生かした職業教育の在り方について、理科教育及び産業教育審議会において検討に着手し、平成9年秋を目途に結論を得る。

○ 外国語教育と国際理解教育の充実

ネイティブ・スピーカーの活用等による外国語教育の充実や多様な文化、多元的な価値観を尊重する国際理解教育を進める。また、小学校において、英会話等の教育活動の在り方について研究実践を進めるとともに、教育課程審議会における検討を促進する。

(4) 豊かな人間性の育成

○ 学校の教育内容の充実

学校においては、幼稚園から高等学校を通じ、正義感・公正さを重んじる心や他者を尊重する心、望ましい社会性や倫理観など豊かな人間性の育成が教育活動の全般を通じて積極的に展開されるよう、教育内容の在り方について教育課程審議会における検討を促進し、教育課程の基準の改訂を進める。

○ 家庭や地域社会における取組

親が子供に思いやりの心や善悪の判断などの基本的な倫理観を身に付けさせる家庭教育の充実やボランティア活動、自然体験活動、青少年団体活動、文化・スポーツ活動を通じた地域社会の活動を支援し、学校・家庭・地域社会が連携しつつ、子どもの豊かな人間性の育成を図る。

(5) 環境教育の充実

○ 環境教育の充実

地球環境問題に対応するためには、今後、我が国社会が大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から省資源・省エネルギー・リサイクル型社会へと転換してい

AB1997000IJ4

くことが必要である。教育においても、そうした視点が重要となることから、環境やエネルギーへの理解を深め、環境保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する実践的な態度や資質、能力を育成できるよう、体験的な学習を重視し、学校における環境教育の一層の充実を図る。そのため、担当教員講習会の開催などにより、環境教育についての教員の指導力の向上を図る。

また、環境に関する体験的な活動を一層推進するため、社会教育施設をはじめとする関係機関や関係団体などとの連携を図る。

さらに、環境のための地球規模の学習及び観測を行う国際的な取組（ＧＬＯＢＥ計画）など、情報ネットワークを活用した環境教育の推進を図る。

また、文教施設においては、省資源・省エネルギーの観点から様々な工夫に配慮し、生きた環境教育の教材として活用する。

(6) 養成、採用、研修の各段階を通じた教員の資質向上

○ 教員養成カリキュラムの改善等

新たな時代に向けた教員養成課程のカリキュラムの改善について、教育職員養成審議会において平成９年７月を目途に結論を得る。その際、養成カリキュラムにボランティア活動や福祉活動等の体験を導入することも検討する。さらに大学院を活用した養成等について検討を行う。

○ 教員採用の改善等

個性豊かで多様な人材を幅広く確保するため、面接など丁寧な選考方法などによる人物重視の教員採用を推進する。また、学校教育へ社会人を積極的に登用することについても、制度の拡充等を検討していく。

○ 教員の研修プログラムの改善

長期社会体験研修を進めるなど教員の研修プログラムの改善を推進する。その際、研修カリキュラムにボランティア活動や福祉活動等の体験を導入する。

(7) 地方教育行政システムの改善

○ 地方教育行政システムの改善

住民の多様なニーズに応じ、総合的かつ積極的な地方教育行政が展開できるシステムづくりのため、教育長の任命承認の廃止、教育長に適材を確保するための方策、教育委員に多様な人材を確保するための方策、他部局との柔軟かつ積極的な連携などの具体的方策について、早急に検討に着手し、平成９年度中を目途に成案を得る。

○ 社会教育関係法令の見直し

公民館、図書館に関する必置規制に係る法律の規定の見直しなど地方の自主性を生かすための社会教育関係法令の見直しについて、生涯学習審議会において検討し、平成９年度中を目途に成案を得る。

AB1997000IJ5

(8) 大学入試・高校入試の改善

○　大学入試・高校入試の改善

過度の受験競争を緩和するため、学力試験を偏重する入試から、一人一人の個性や能力に即した多様な選抜方法等による入試を目指し、例えばアドミッション・オフィスの在り方を検討するなど、一層の改善を図っていくことが必要であり、中央教育審議会で平成９年６月を目途に改善案について結論を得る。

(9) 高等教育機関の活性化

○　大学改革の推進

平成３年の大学設置基準の大綱化や自己点検・評価制の導入等の制度改正を受け、各大学は、教育研究体制の見直し、カリキュラムや教育方法の改善充実のほか、自己点検・評価の実施等の改革に積極的に取り組んでいる。

大学改革を一層推進するため、各大学において、関係自治体の長や地域産業の代表者、学界関係者等の外部有識者の意見を聴くなど、評価システムの充実を図るとともに、これらの改革の点検・評価を継続的に実施し、その結果の公表を含めて情報発信に努める。

また、大学における教育・研究水準の維持・向上や社会人教育の充実等のニーズを踏まえて、大学の校地面積基準の考え方を明確化するとともに、大学設置認可における現行の首都圏等における立地制限が適切であるかどうかの検討を行う。

○　大学院の充実・強化と学部再編成等の推進

学術研究の最先端を開き、若年人口の減少、産業構造の変化など社会・経済の変化や地球的規模の人材需要に対応した高等教育の在り方について検討を進めるとともに、大学院の充実・強化と学部再編成等を推進する。

また、学長のリーダーシップの発揮や教授会運営の円滑化など組織運営の改善を進めるとともに、国立大学の柔軟な組織編成や事務組織の一元化等を一層推進する。

さらに、国立大学における学部再編成等を機動的に行うことができるようにするため、学部の名称等を政令で定めることとする法案を本通常国会に提出する。

なお、私立大学の学部・学科等の設置認可業務については、審査内規の大幅な簡素化、審査期間の短縮、申請書類の大幅な軽減等を行ってきており、今後とも、これらの実施状況を踏まえ、一層の改善を進める。

○　大学教員への選択的任期制の導入

大学教員の流動性向上による教育研究の活性化と多様な経験を通じた若手教員の育成のため、大学教員の「選択的任期制」を導入することとし、関係法案を本通常国会に提出すべく準備を進める。

○　高等教育におけるマルチメディアの活用

高等教育機関におけるマルチメディアを活用した遠隔授業の実施や大学院制度の在り方について、大学審議会において平成９年度中を目途に結論を得る。

AB1997000IJ6

○　高等専門学校の充実

産業構造の変化等社会のニーズに対応し、学校制度の複線化構造を進める観点から、カリキュラムの見直しや学科の新設・改組、専攻科の整備を進めるとともに、高等専門学校卒業後の大学への第３年次編入学など、他の教育機関との連携を積極的に進める。

○　高等教育機関の生涯学習機能の強化促進

社会人の高等教育機関への積極的な受入れや、産業構造の変化に柔軟に対応した社会人のリフレッシュ教育を推進する観点から、特別な入学者選抜や夜間大学院、科目等履修生制度、公開講座、大学への編入学等の拡充を推進する。

また、放送メディアを通じ、広く高等教育の機会を提供する放送大学の全国化を推進する。

なお、学習成果の積極的な評価、勤務時間や受講料の面での配慮等社会人の学習活動の支援について、産業界へ協力を要請する。

2．社会の要請の変化への機敏な対応

我が国の社会経済の著しい変化に対応し、教育改革を進めるため、幅広い観点からの取組が必要である。このため、少子高齢社会に向けた教育、将来の科学技術の発展を託す人材の養成や社会の要請に応える学術研究、教育の基礎となる文化、学校の内外を通じたスポーツに関する施策について適切な取組を推進する。

(1) 少子高齢社会への対応

○　高齢社会に対応する教育の充実

幼稚園、小学校段階での高齢者との触れ合いプログラムの導入や学校と高齢者施設との連携など、高齢社会に対応する教育の在り方について、中央教育審議会において検討に着手し、平成９年６月を目途に結論を得る。

○　幼児教育の改善

国民のニーズに的確に応えるための幼稚園と保育所の在り方について、地方分権推進委員会の勧告等をも踏まえ、厚生省と共同で検討に着手する。

また、幼稚園段階における教育内容等に関し、幼稚園教育研究協力者会議において、健康教育、自然体験教育、豊かな人間性の育成の基礎となる基本的な生活のしつけの充実や思いやりの心の育成、地域に開かれた幼稚園の在り方などについて検討し、平成９年秋を目途に結論を得る。

AB19970001丁7

○　医療・福祉関係の人材育成

中長期的な視点も含め、計画的な教育体制の整備等の少子高齢社会に対応する医療・福祉・介護関係人材の育成方策について、関係省庁が緊密な連携のもとで検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講じる。

○　国家資格のための養成施設の指定制度の見直し

各大学が、社会のニーズに適切に対応した多様なカリキュラムを工夫し、資質の高い人材を育成できるよう、大学における医療技術者等の養成に関し、カリキュラムを規制している国家試験受験資格付与のための養成施設の指定制度の見直しについて検討する。

○　健康教育の充実

生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育の在り方について、保健体育審議会において検討し、平成９年秋を目途に結論を得る。

(2) 将来の科学技術の発展を託す人材の養成や社会の要請に応える学術研究の振興

○　青少年の科学や技術に対する興味・関心を高めるための科学や技術に関する教育の推進

初等中等教育段階での科学的素養の育成や技術に関する理解の促進を目指すとともに、大学や青少年教育施設等における科学教室の開催、大学・高等専門学校への体験入学の促進、大学等の研究所の青少年への開放、インターネットの活用による大学等の研究情報の学校への発信等を進める。

また、科学博物館やユニバーシティ・ミュージアム等の活用により、青少年の科学や技術に関する教育活動の支援を進める。

○　産学連携による人材の育成

学生の高い職業意識を育成するため、インターンシップ（学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと）の導入の在り方について、平成９年度より検討を進める。

また、大学等におけるベンチャービジネス関連の教育・研究の充実等ベンチャービジネスを担う人材の育成を推進するとともに、社会人の教員への採用を一層促進する。

他方、産業界に対し、人的交流、資金、市場・技術動向等の情報提供など大学に対する積極的な協力を求める。

また、地域社会を担う人材を育成するため、専門高校等と産業界との連携についての実践的研究を一層推進する。

さらに、職業に関する高度な専門的知識を有する人材を育成するため、専修学校と産業界との連携を進める。

AB19970001J8

○　理工系教育の充実

大学・高等専門学校の理工系分野における魅力向上及び創造的人材育成を図るため、教育・研究環境の一層の改善充実を進める。

○　人材育成と社会のニーズに応える研究環境の整備

ポストドクターの支援など将来の学術研究を担う若手研究者の養成・確保を着実に推進するとともに、独創的な研究を行うための人材面での支援を進める。

また、研究者がその能力を十分に発揮できるよう、適切な評価や研究資金の配分の在り方について見直しを行いつつ競争的資金を重視するとともに、研究施設・設備の高度化、弾力的・流動的研究施設、学術情報基盤等の研究環境の整備に取り組む。さらに、各省庁が連携・共同して行う研究プロジェクトについて、積極的な対応を図る。

○　研究評価の充実

国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方について今後策定される大綱的指針をも踏まえ、大学等における研究の特性に配慮しつつ、産業界や関係団体の代表者などを含め、外部有識者の意見を聴く等による評価の導入の検討など、評価の充実を図る。また、評価の結果等の情報開示や研究資金配分への反映に一層努める。

○　産学連携による研究の推進

産学連携を推進するため、国立大学等の教員が共同研究等に従事するために休職した場合の退職手当に係る法案を本通常国会に提出する。また、民間企業において、研究開発等に従事できるよう兼業許可基準を改正（平成８年12月通知発出、平成９年度から実施）するとともに、共同研究を実施できる場合を拡大するため、平成８年度内に通知を発出する。

さらに、特許等を相手方企業等に優先的に実施させる期間を延長するため、平成８年度内に通知を発出するなど、国立大学の研究成果を企業が活用する方途の改善を進める。

共同研究を促進するため、平成９年度より共同試験研究促進税制を拡充するとともに、大学等からベンチャー企業への技術移転を促進するため、関係省庁との連携等による支援を進める。

産学の連携・協力による研究開発のより一層の推進に向けて、関係省庁等による検討の場を設ける。

(3) 教育の基礎となる文化の振興

○　文化振興マスタープランの策定

文化政策推進会議の議論を踏まえ、現在進行中の芸術創造活動を支援する「アーツプラン２１」、芸術や文化活動の拠点としての美術館・博物館の機能の高度化等を目指す「ミュージアムプラン」などを含め、我が国の文化振興についてのマスタープランを平成９年度中に策定する。

AB19990001J9

また、そのプランを踏まえながら、国民共通の貴重な財産である文化財の積極的な公開・活用や国内外の文化財の保存や修復が伝統技術・文化の次世代への継承に資することなどに配慮した文化財保護施策を推進するとともに、国際的な交流・協力を推進する。

(4) 学校の内外を通じたスポーツの振興

○ ライフステージに応じたスポーツ・プランの策定

国民が少子高齢化やストレス増大等に伴う現代社会の新たな健康問題に対応する能力を身につけ、実践できるようにする観点から、保健体育審議会において、学校体育、社会体育を通じたスポーツ振興の在り方について総合的に検討し、ライフステージに応じた適切なスポーツ活動のためのスポーツ・プランを、平成9年秋を目途に策定する。

スポーツ・プランの策定にあたっては、特に、既存施設の利用時間の拡大等、地域住民の要望を踏まえた運営の改革の促進に留意する。

21世紀初頭を目途に、スポーツ科学を実践的に導入した総合的・一体的な高度トレーニングシステムの構築を図るとともに、スポーツ選手のジュニア期からの一貫指導、各種の国際交流等により、シドニー・オリンピック等を視野に入れスポーツ分野において国際的に活躍できる人材の育成を進める。

3. 学校外の社会との積極的な連携

教育改革を進めるに当たっては、学校、家庭、地域社会が幅広く連携することが必要であり、このため、その連携を強化するとともに、学校外の体験活動の推進、ボランティア活動の促進、社会人や地域人材の学校への活用、いじめ問題や薬物乱用問題などへの適切な対応を進める。

(1) 学校、家庭、地域社会の連携強化

○ 地域の関係機関・団体等の連携の強化

学校外の体験活動についての多様なメニューの開発・提供などを通じ、子供の健やかな育成を地域全体で推進するため、ＰＴＡ、青少年団体、スポーツ団体、文化団体などとともに、町内会、ボランティア団体、地元企業など地域の様々な機関・団体と学校からなる自発的な教育支援組織の形成を促進する。

また、地域において青少年の活動の援助に当たる民間団体指導者、リーダー等の資質向上を図る。

○ ＰＴＡ活動の活性化

ＰＴＡは、教育支援組織の中で大きな役割を有するものであり、父母等のＰＴ

AB19970001J10

A会員の活動・交流と学校支援機能の充実など、その活性化を図るとともに、地域の様々な機関・団体との連携を進める。

(2) 学校外の体験活動の推進

○　青少年団体における活動など学校外活動への参加の奨励

子供の学校外の体験活動を促進するため、学校やＰＴＡ等において、ボーイスカウト、子ども会、スポーツ少年団など青少年団体、ボランティア団体、文化・スポーツ団体等の地域における活動についての理解を深め、参加を奨励するなどの取組を推進する。

○　自然体験活動の推進

自然を教材とした環境学習活動や冒険活動など豊かな心をはぐくむ自然体験活動を推進し、青少年の自然体験活動への参加を奨励する。

○　学校外活動の評価

ボランティア活動、文化・スポーツ活動など子供たちの学校外活動を奨励するため、社会における多様な評価の在り方などについて、生涯学習審議会において検討し、平成９年中に結論を得る。

○　身近な体験活動の場の充実

地域における学校外活動を促進するため、子供にとって魅力ある教育用素材の宝庫である科学博物館、歴史民俗博物館、美術館、動植物園や公民館、図書館等の活動の活性化やマルチメディアの活用等の工夫を進める。

また、学校施設を活用した活動の場の充実のため、地域住民や青少年団体、文化・スポーツ団体、ボランティア等の協力を得ながら、学校施設の開放を促進する。

(3) ボランティア活動の促進

○　学校におけるボランティア教育の充実

学校におけるボランティア教育の在り方についての教育課程審議会における検討を促進するとともに、環境保全活動や社会福祉活動等のボランティアに関する地域の関係施設・機関や団体と学校との積極的な連携を推進する。

また、大学生の環境保全活動、社会福祉活動、青少年育成活動、海外援助・協力活動などの各種のボランティア活動を普及・奨励するための方策について、平成９年度中に検討を行う。

○　教員の養成・研修カリキュラムへの導入

教員の養成・研修カリキュラムにボランティア活動や福祉等の体験を導入することを検討する。（再掲）

○　地域におけるボランティア活動の参加促進

青少年の地域社会への貢献を促進し、豊かな心をはぐくむため、地域における

AB1997000IJ11

身近な施設やボランティア団体等間の連携協力、ボランティア活動の場の充実のための取組を推進する。

○　ボランティア活動に関する情報提供の充実

青少年の自主的なボランティア活動を促進するため、ボランティア活動に関する情報収集・提供や相談等の体制づくりを進め、学校、ボランティア団体とのネットワークの形成を推進する。

(4) 社会人や地域人材の学校への活用

○　社会人の学校への活用

従来から閉鎖的と言われている教育現場に学校外から優れた人材を迎え入れ学校教育の多様化への対応とその活性化を図るため、知識・技術を持つ社会人（科学者、情報処理等の技術者、企業等の実務経験者、芸術家、地域の伝統文化の継承者、スポーツ選手、武道指導者、海外勤務経験者、外国人等）の学校への活用や、部活動への外部指導者の活用を進める。

○　学校支援ボランティア活動の推進

学校の教育活動について地域の教育力を生かすため、保護者、地域人材や団体、企業等がボランティアとして学校をサポートする活動（学校支援ボランティア活動）を推進する。

(5) いじめ問題、薬物乱用問題などへの適切な対応

○　いじめ問題の解決に向けた取組

学校においては、「弱い者をいじめることは人間として絶対に許されない」などいじめ問題の基本認識を徹底するとともに、実効性ある指導体制の確立やスクールカウンセラー制度の活用などによる教育相談体制の充実を図る。

また、学校外の関係機関・団体と連携し、いじめ問題の解決に向けて国民一人一人が取り組んでいく体制づくりに努めるとともに、２４時間対応できる相談体制の整備や地域ぐるみの青少年健全育成の推進など様々な取組を進める。

○　薬物乱用問題への対応

学校においては、教育活動全体を通じ、校長を中心に、教諭、養護教諭、学校医、学校薬剤師はもとより、地域の人材等の協力を得て、薬物を乱用しない態度の育成を積極的に推進する。

また、学校保健委員会の活性化など、学校、地域の関係諸機関、地域住民、家庭等の参加の下に、地域が一体となった薬物乱用防止活動の促進体制の充実を図る。

○　社会環境の浄化に関する地域を挙げた取組の充実

青少年を取り巻く社会環境の浄化に関し、ＰＴＡ、青少年団体等の民間団体がネットワークを結成し、学校、関係機関と連携を図りながら、有害環境の浄化、

AB1997000l J12

関係業界への働きかけ等地域を挙げた取組の充実を図る。

4．留学生交流等国際化の推進

国際化が急速に進展する大競争時代の中で、世界各国と共生しつつ我が国の経済・社会の一層の発展・成熟を期するためには、日本人としての自覚とともに国際的な視野と経験を身に付け、２１世紀の国際社会の中で世界に貢献しつつ主体的に生きる日本人を育成していくことが肝要である。また、我が国の教育機関が国際的に開かれたものとなり、人類の共有財産としての知識・技術の発展に貢献することが重要である。教育改革においては、このような国際化に対応した教育の在り方を実現していかなければならない。このためには、人的交流や教育研究機関の交流協力を推進することが不可欠であり、留学生交流、教員等の国際体験、研究者交流、国際機関を通じた協力、外国人子女教育などの諸方策を推進する。

(1) 留学生交流の推進

○　留学生交流の推進

国際理解の増進、我が国と諸外国の相互の教育研究水準の向上、途上国の人材養成への貢献を進める観点から、我が国では、昭和５８年以来留学生受入れ１０万人計画のもとに各種の施策を総合的に推進している。近年の留学生の受入れの現状等を踏まえ、今後取るべき留学生政策について、各方面の有識者からなる「留学生政策懇談会」において議論し、平成９年夏を目途に第一次報告を得る。その方向性に沿って、施策の具体化を図る。

(2) 教員等の国際体験・国際貢献の充実

○　教員等交流事業の推進

教育の国際化のためには言語や文化の相互理解はもとより、教員の国際体験機会の提供が重要であり、教員の国際交流を推進する。

また、日本人教員と外国人教員との交流の機会として、平成９年度から開始される米国人教員を招致するフルブライト・メモリアル・プログラムの定着を図る。

○　教員による教育協力への参加奨励・促進等

教員による国際貢献と国際体験の機会を充実するため、青年海外協力隊などの国際教育協力活動への教員の参加を奨励し、参加に当たっての制約を緩和すべく検討する。なお、ＮＧＯ（非政府組織）が行う教育関係の海外ボランティア活動との連携・協力や支援の在り方についても検討する。

(3) 研究者交流の推進

AB19970001J13

○　研究者交流の推進

研究者交流を進めることによって、異なる考え方・研究方法等を融合し、国際的な視野と経験を持つ研究者の養成を図る観点から、外国人研究者の受入れ等を推進するとともに、受入れ環境の整備を行う。

また、我が国の優れた若手研究者の諸外国への派遣等を推進する。

(4) 国際機関を通じた協力の推進

○　国際機関を通じた協力の推進

多国間の国際的枠組みを活用し、教育を通じた国際貢献を進めるとともに、我が国の教育の活性化を促すため、ユネスコ、ＯＥＣＤ、ＡＰＥＣ、ＥＵ等を通じた諸外国の教育関係者との交流・協力を進める。

(5) 外国人子女教育の推進

○　外国人子女教育の推進

日本における外国人子女の急増を踏まえ、外国人子女の我が国の学校生活への円滑な適応に必要な学習システムの開発を進める。

5　教育改革の輪を広げるための経済界等との協議の場などの設定

この教育改革プログラムの実現については、その着実な実施を図ることが必要であるが、さらにその改革が、社会において理解され、支持される体制を整えることが大切である。

このため、関係省庁の協力を得ることはもちろんのこと、国公私立学校関係者、ＰＴＡや青少年団体等の生涯学習関係団体、経済団体等と文部省との定期的な協議の場を設けることとする。

特に経済団体との協議においては、教育改革への取組、採用などにおける学(校)歴偏重の是正、父親の家庭教育への参加の促進、学校週５日制の完全実施に向けた取組、社会人の生涯学習活動の支援、大学等における教育・研究の推進等について連携・協力を求める。

また、教育改革の輪が広がるよう、教育界、経済界、国や地方公共団体の代表者等によるフォーラムなどを国や地方レベルで定期的に行い、相互の意見や情報を交換する機会を設けることを進める。

なお、文部省においては、特に、中央教育審議会を中心に関係審議会間の連携を深めるなど効率的・総合的な審議の推進を図るものとする。